

# 継続

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
(参考送付先)  
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 運 発 第 5 号  
令 和 6 年 3 月 4 日  
警 察 庁 交 通 局 長

## 運転免許試験場コースの開放について

運転免許を新たに取得しようとする者等に対し、練習の場として運転免許試験場コース(各都道府県公安委員会が行う自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験に使用するコースをいう。以下同じ。)を開放することについては、これらの者の練習機会の多様化、安全運転技能の向上等に資することから、下記の諸点に留意し、その実施に向けた取組みを推進されたい。

## 記

### 第1 目的

運転免許を新たに取得しようとする者及び運転免許を既に取得している者に対し、より多様な練習の機会を提供し、もって安全運転を履行するに必要な技能を安全かつ効果的に身に付けさせることを目的とする。

### 第2 配意事項

運転免許試験場コース開放に当たっては、特に次の事項について配意すること。

#### 1 適切な開放形態の確立

運転免許試験場コース開放の目的及び公的な業務に使用している施設の開放であるということを十分踏まえて、例えば利用者の資格を限定するなど制限的な開放形態とすることなく、誰でも必要な手続きを経て容易に利用することができる適切な開放形態を確立すること。

#### 2 指導体制の整備

運転免許試験場コースの開放の目的を十分考慮し、単なる練習場所の提供だけにとどまることなく、安全運転に必要な技能を安全かつ効果的に身に付けることができるよう、適切な指導を行うための車両及び指導体制を整えること。

#### 3 交通関係団体の理解と協力の確保

運転免許試験場コースの開放の趣旨を十分説明することにより、交通関係団体の理解と協力を確保すること。

#### 4 広報の実施

運転免許試験場コースの開放の目的に鑑み、実施に当たっては適宜広報を行うこと。

#### 【継続措置状況】

初回発出日：平成8年6月21日

(有効期間：平成31年3月31日)

継続措置日：平成31年3月27日

(有効期間：平成36年3月31日)